

みんなで支え合うために

65歳以上の人の介護保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんが納める保険料と、国の負担金などを財源に運営しています。

介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

いつから納めるの

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から納めます。

40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乘せされています。

保険料の決まり方は

令和3年度から5年度までの3年間にかかる、介護サービスに必要な費用の総額を見込んで算出した基準額を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます（別表）。

保険料の納め方は

年金から天引きする特別徴収と、納付書か口座振替で納付する普通徴収があります。

●特別徴収（年金天引き）

老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金

の定期払いのときに保険料が天引きになります。

●普通徴収（納付書、口座振替）

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収になります。市から届く納付書か口座振替で納付してください。

市への納付は口座振替が原則です。現在、納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収になります。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中でほかの市町村から転入した
- 修正申告などによって所得段階が変更になった
- 年金差し止めなどによって年金の支給が一時停止された

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月中旬に届きます。内容を確認して納付してください。特別徴収や口座振替の人には、保険料額決定通知書が届きます。

保険料の納付先・納期限

市役所本庁、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回です。納期限は各月の末日（12月27日）です。

※納期限が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を1年以上滞納していると、介護サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険

【別表】所得段階ごとの介護保険料（令和3年度）

所得段階	対 象	保険料率	保険料額	
			年 額	月 額
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ●世帯全員が市民税非課税で合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3	19,440円	1,620円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人 基準額×0.4	25,920円	2,160円
第3段階		合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人 基準額×0.7	45,360円	3,780円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人 基準額×0.9	58,320円	4,860円
第5段階	第4段階以外の人	基準額	64,800円	5,400円
第6段階	●本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人 基準額×1.2	77,760円	6,480円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 基準額×1.3	84,240円	7,020円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 基準額×1.5	97,200円	8,100円
第9段階		合計所得金額が320万円以上540万円未満の人 基準額×1.7	110,160円	9,180円
第10段階		合計所得金額が540万円以上1,000万円未満の人 基準額×1.8	116,640円	9,720円
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上の人 基準額×2.0	129,600円	10,800円

給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げなどの措置が取られます。相続により保険料の債務は引き継がれます。忘れずに納付しましょう。

保険料の未納は本人だけの問題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があります。本人が亡くなった場合も、
問い合わせ先
高齢者福祉課介護保険班
62・5308